

「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運営業務 仕様書

1 業務名

「明治期の神戸三大土木事業・遺産の魅力発信事業」企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火曜日）まで

3 委託金額の上限

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務の目的

この業務は、明治期の神戸三大土木遺産を一体的に発信、受入態勢を整備して県民のシビックプライドの醸成と地域の賑わい創出を図るとともに、近年課題となっている土木・建築職の担い手確保に資する事業の展開を目的とする。

【明治期の神戸三大土木遺産】

明治期の上水道事業、湊川付替工事、港湾修築で建設され、現在に歴史遺産として伝えられている、烏原貯水池・立ヶ畑堰堤、湊川隧道、兵庫運河とする。

5 業務の内容

（1）三大土木遺産見学ツアーの開催

①情報発信及び見学ツアーのターゲット

- ・兵庫県内に在住、通勤・通学する者とし、特に、地元の生徒・学生に重点をおくものとする。

②インフルエンサーの選定

- ・兵庫県内に在住もしくは兵庫県を活動拠点とし、幅広い年齢層から支持を得ているインフルエンサー1名以上を選定すること。
- ・インフルエンサーは、神戸市内の土木・産業遺産の魅力を熟知している者が望ましい。
- ・インフルエンサーは、ターゲットの行動に関して一定の影響力を有し、具体的な周遊行動を促進するような訴求効果が高いPRができる者であること。
- ・企画提案において、インフルエンサーの概要（プロフィール、メディア発信等の使用媒体・閲覧者数・アクセス数、フォロワー数・フォロワー層等）及びその選定理由を明示すること。

③案内人（ガイド）の選定

- ・烏原貯水池・立ヶ畑堰堤、湊川隧道、兵庫運河の魅力を熟知している者を1名以上（インフルエンサー自身が案内・解説できる場合含む）選定すること。
- ・案内人（ガイド）は、参加者へ各遺産の解説を行うこと。

④周遊コースの企画

- ・烏原貯水池・立ヶ畑堰堤を起点に、湊川隧道、兵庫運河を歩いて巡る周遊コースを企画すること。
- ・周遊コースの企画にあたっては、3遺産の魅力を効果的にPRできるよう、インフルエンサーと十分に協議しながら進めること。

⑤見学ツアーの開催

- ・見学ツアーは、令和7年10月から令和8年1月末までに、3回実施すること。ただし、3回のうち1回は、参加者を児童（小学生を想定）とその保護

者に限定した親子見学ツアーとすること。

- ・ 見学ツアー1回あたりの想定時間数は、1遺産あたりの見学時間を30分以上確保し、全体で約6時間（移動（徒歩を想定）時間、昼食時間を含む）である。
- ・ 受託者はスケジュール等について、委託者と十分打合せの上、事業運営すること。
- ・ 見学ツアー1回あたりの参加人数は 20名以上とすること。ただし、親子見学ツアーは、20名程度（児童10名程度及び保護者10名程度）とする。
- ・ 参加者の募集、受付（フォーム作成等を含む）、決定、通知を行うこと。
- ・ 見学ツアー実施にあたっての各種問合せ事務局の設置・運営を行うこと。
- ・ インフルエンサーによる参加者へのSNSでの発信に関する指導・助言を行うこと。
- ・ 参加者の募集にあたっては、見学ツアー終了後、SNS等で情報発信することを条件にすること。ただし、親子見学ツアーについては、参加する保護者に当該条件を付与すること。
- ・ 見学ツアー終了後に、インフルエンサー及び見学ツアー参加者から、見学ツアー等に関する意見を聞き取り、課題発見及び分析を行うこと。
- ・ 見学ツアー当日の写真や動画を撮影・編集し、開催の都度、委託者に提出すること。撮影にあたっては、撮影成果を委託者の広報に活用することについて、参加者の了承を得ること。

⑥その他

- ・ インフルエンサー、案内人（ガイド）及び参加者に係る全ての手配・調整（入場手続き、傷害保険加入等）を行うこと。
- ・ 周遊コース全体のアテンドを行うこと。また、確実なアテンドができるよう訪問先や受入れ遺産等施設と事前準備、調整等を十分に行うこと。
- ・ インフルエンサー及び案内人（ガイド）への謝金は、受託者が支払うこととし、事業費に含めること。
- ・ 遺産等施設入場料、昼食等の実費費用については、参加者の負担とする。
- ・ 見学ツアー行程内で移動に必要な場合の交通手段についても手配・調整を行うこと。バスの借り上げ等の経費が生じた場合は事業費に含めること（参加者に相当分の一部負担とすることも可能とする）。
- ・ 受託者が独自に提案する事項があれば、提案すること。

（２）広報メディアによる発信

①広報素材作成・情報発信

- ・ 5（１）の周遊コースで、見学した内容を基に、PR画像、文章、ショート動画（15～30秒程度）等を作成すること。
- ・ ショート動画については、委託者から提供する素材及び契約締結後に受託者において撮影した素材を組み合わせで作成すること。
- ・ 県ホームページ、地域情報メディア、SNS（Instagram、YouTube、TikTok等）、テレビ・ラジオ、県・市広報紙等の広報媒体を活用し効果的な情報発信を行うこと。複数の情報発信の手段を組み合わせることも可とする。
- ・ 事業効果の最大化を目指し、適切な広報発信の方法や回数を企画提案書に記載すること。

②実績報告業務

- ・ 広報メディア掲載後の閲覧数及びアクション数、コメント、ウェブサイトの

閲覧状況、投稿及びウェブサイト閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）のデータを集計し、報告すること。

③投稿事務等にかかる手配

- ・選定したインフルエンサーの投稿事務等に係る手配全般（スケジュール調整・活動支援及び管理・謝金の支払い等）を行うこと。

（３）明治期の神戸三大土木遺産のパネル展の開催

①実施時期

- ・令和 7 年 10 月から令和 8 年 2 月末までの期間とし、1 会場の実施期間は、2 週間程度とする。

②会場

- ・2 箇所の会場において、別日程で実施すること。
- ・日程及び会場は委託者と協議の上決定するものとする。
- ・神戸市内で、明治期の神戸三大土木遺産を効果的に P R できる会場を選定すること。
- ・会場確保に要する経費は、受託者が支払うこととし、事業費に含めること。

③展示物（写真、映像等）

- ・明治から現代にかけて時代の流れが確認できるような神戸三大土木遺産に関する写真や映像等を兵庫県、神戸市、兵庫県民、神戸市民及び民間企業等から提供を受け、展示を行うこと。
- ・想定している写真パネルの大きさはA 1 または A 2 サイズとし、枚数は1 遺産につき 10 枚程度とし、3 遺産分で合計 30 枚程度とする。
- ・提供を受けるにあたって、費用が発生する場合は、委託者へ協議すること。

④写真等パネル展示の業務内容

- ・会場の備品の借受や会場設営に関する詳細事項等については、会場管理者と調整すること。
- ・写真パネル等を展示する仮設壁面の作成が必要な場合は、委託者と協議した上で対応すること。
- ・（３）③で、提供を受けた写真や映像等を、見学者の興味を惹きつけるよう工夫して展示すること。
- ・写真パネル等の展示に必要なタイトルパネル、キャプションを制作し、設置すること。
- ・受託者は、パネル展の実施期間中、少なくとも週 1 回以上現場確認を行い、設置した仮設壁面、写真パネル等を適切な状態で維持すること。
- ・万が一、仮設壁面等の揺れや転倒、破損、汚れ、写真パネル等の落下など異常が認められる場合は、速やかに委託者に報告するとともに、第三者行為に起因する場合を除き、取り替え、修復等必要な措置を講じること。
- ・受託者は、パネル展の実施期間終了後、写真等を撤去し、パネル展開催前の壁面の状態に戻す（設置した仮設壁面の撤去を含む）ことを原則とする。
- ・会場の状況に応じて、案内用のパネル等、会場運営に必要なものについては、委託者と協議の上、対応すること。
- ・設営及び撤去等の作業は、全て午前 9 時から午後 5 時までの間で行うこと。

⑤パネル展の広報に関すること

- ・パネル展の概要を記したチラシを作成し、各種広報媒体（（２）と同様）で情報発信するなど、効果的な広報を図ること。
- ・チラシの作成、広報方法等は事前に委託者と協議すること。なお、想定され

るチラシの仕様は次のとおりである。

(ア) 仕様

- ・ A 4 版、コート紙 90kg、片面・フルカラー、1,000 枚^(※)

^(※) 仕切紙を挟むなど 50 枚ごとの区切りがわかるように納入すること。

- ・ 作成するチラシは 1 種類で、パネル展の開催日等は 2 会場分まとめて記載すること。

(イ) 納入期限

開催日の 1 か月前（具体的な期日は別途調整）

(ウ) 納入場所

兵庫県内各所に配架すること（広報が効果的な納入先及び部数とすること）
とし、残数は兵庫県神戸県民センター県民躍動室に納入すること

(エ) 成果物

チラシ 1,000 枚（納入場所は（ウ）のとおり）及び C D - R（P D F 形式
に変換した版下データを保存したもの）

6 業務実施体制

- ・ 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・ 本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。

7 受託者の責務

- (1) 苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受託者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、委託者と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、委託契約書に記載の契約事項に従って処理すること。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたり不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為を行わないこと。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たっては、誠実に業務にあたらなければならない。委託者から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下、「再委託」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県神戸県民センターに提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。
- (3) 再委託を行う場合、この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

9 使用機器及び設備

本業務を履行するために使用する機器及び設備は全て受託者が用意するものとする。

10 守秘義務

- (1) 受託者は、データの漏洩・滅失等の予防に十分に留意し、事業の信頼性の確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は本業務により得た一切の情報・成果について、本業務の目的以外に使用してはならない。
また、受託者は本業務の履行にあたって知った、又は知り得た秘密を、本業務期間中はもちろん契約終了後においても委託者及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。この場合においては、受託者は、自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより発生した損害を賠償しなければならない。
- (3) 本業務の過程で知り得た情報などについては、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、収集した調査等の資料の処分などについては委託者との協議に従うものとする。
- (4) 受託者は、事業を履行する上で、個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

11 事業実績報告

本業務の完了について、下表に基づき、速やかに業務実施報告書を提出すること。提出物は紙媒体で2部、電子媒体で1部提出すること。

なお、紙媒体で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ提出することとする。

また、この事業を実施するために、受託者が負担した支払いに係る請求書、領収書等の関係書類を実績報告時に提出すること。

表 実績報告にかかる提出物一覧

項 目	No	提出物	提出期限
事業管理（全体）	1	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内
	2	業務実施報告書	令和 8 年 3 月 31 日
三大土木遺産見学ツアーの開催	3	業務実施報告書	令和 8 年 3 月 31 日
広報メディアによる発信	4	広報素材	広報発信の 10 開庁日前
明治期の神戸三大土木遺産のパネル展の開催	5	業務実施報告書	令和 8 年 3 月 31 日

12 留意事項等

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、本事業に係る全ての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならないこと。
- (4) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (5) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、

全て受託者が責任を持ち対応すること。

(6) 委託契約の締結

ア 契約に関する事務は委託者で行う。

イ 委託者は、事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

ウ 契約条項は、委託者において示す。

エ 受託者は、委託者に対して、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合等において、委託者は契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(7) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が双方協議の上、決定する。

(8) 受託者は、本業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 本業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。